

身体に障害があり要介護5の状態です。自主的避難等対象区域（いわき市）内の介護施設に入所していたが、原発事故により平成23年3月中に施設から自主的避難し、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年6月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係の存在を認め、死亡慰謝料700万円等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（申立人2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 相続人の表明および保証

申立人X1は、被申立人に対し、次のとおり表明し保証する。

- ① 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年6月〇日に死亡し、申立人X1が被相続人の相続人全員との遺産分割協議により、本件で被相続人が被申立人に対して有する損害賠償請求権を相続した唯一の相続人であること
- ② 上記遺産分割を行った相続人が、申立人X1の知る限り、被相続人に係る全ての相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 避難費用（慰謝料等） | 金420,000円 |
| (申立人X1、申立人X2および被相続人それぞれに対して、 | |
| | 各金140,000円) |
| (2) 生活費増加分（お見舞いの交通費として） | 金63,000円 |
| (3) 死亡慰謝料（被相続人） | 金7,000,000円 |

2 期間 自 平成23年3月11日 至 平成23年6月30日

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金748万3000円の支払義務があることを認める。

第4 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項1（1）記載の損害に対する賠償金として合計金24万円を支払済みであることを確認する。

当該既払金24万円について、第3項記載の和解金748万3000円と清

算する。

第5 支払方法

(省略)

第6 清算

申立人らと被申立人は、第2項1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第2項1（1）記載の損害項目及び期間並びに第2項1（3）記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月27日

(仲介委員 出井直樹)